

# 石綿に係る大気汚染防止法改正の概要について

千葉県環境生活部大気保全課

## 1. 大気汚染防止法改正の経緯

大気汚染防止法においては、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っており、具体的には、吹付け石綿（レベル1）及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2）に係る解体等工事について、県等への作業実施届出や、作業基準の遵守が義務付けられています。

しかしながら、一部の国内現場においては、以下の課題が見受けられます。

- ・大気汚染防止法で規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散。
- ・不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし。
- ・短期間の工事の場合、作業基準適合命令を行う前に工事が終わってしまう。
- ・不適切な作業による石綿含有建材の取り残し。

これらの課題に対応するため、大気汚染防止法が改正され、レベル3を含む全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、県等への事前調査結果の報告義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰を創設すること等により、石綿飛散防止対策が一層強化されることになりました。

## 2. 大気汚染防止法改正の概要

令和2年5月29日に改正大気汚染防止法が成立し、6月5日に公布されました。

### (1) 規制対象の拡大

規制対象について、石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に拡大され、レベル3に係る作業基準が新たに設けられます。

ただし、作業実施届出は必要ありません。

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材

### (2) 事前調査の信頼性の確保

事前調査方法を「図面又は目視」から「図面及び目視」とするとともに、一定の知見を有する者を活用することが義務付けられます。

	一定の知見を有する者(調査者)
建築物	「登録規定※1」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
	「登録規定※1」に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
	上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者※2
一戸建て住宅等	上記の者又は「登録規定※1」に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

※1: 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2: 義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き、同協会に登録されている者

また、元請業者及び自主施工者（以下「元請業者等」という。）に対しては、一定規模以上の建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の解体・改造・補修工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の県又は政令市及び労働基準監督署（以下「県等」という。）への報告が義務付けられます。

さらに、元請業者等に対し、事前調査に関する記録の作成・書面の現場備え付け・記録の3年間保存が義務付けられます。

事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事	
建築物	解体部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事又は、
	請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事
工作物	請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事

### (3) 直接罰の創設

レベル1又はレベル2に係る作業基準違反があった場合、直接罰の対象となります。

また、下請負人に対し、作業基準遵守が義務付けられます。

### (4) 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業結果の発注者への報告や、作業結果記録の作成と、記録の3年間保存が義務付けられます。

また、特定粉じんに関する知識を有する者（石綿作業主任者又は事前調査における一定の知見を有する者）による作業終了時の確認が義務付けられます。

### (5) その他

県等による立入検査対象が拡大（元請業者等又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場）されます。

災害時に備え、国や県等は、建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすることに努めることとなります。

### (6) 施行期日

①	②③以外の規定	令和3年 4月1日
②	事前調査結果の報告（一定規模以上）に係る規定	令和4年 4月1日
③	事前調査における一定の知見を有する者の活用に係る規定	令和5年10月1日